

条 附則	船舶消防設備規則	船舶の消防設備の基準を定める告示	解 説																																																
	<p>(施行期日) 抄</p> <p>1 この省令は、昭和40年5月26日から施行する。 (消火器試験規程及び火災警報装置試験規程の廃止)</p> <p>2 消火器試験規程(昭和9年逓信省令第22号)及び火災警報装置試験規程(昭和9年逓信省令第23号)は、廃止する。 (経過規定)</p> <p>3 この省令の施行前にキールをすえ付けた船舶にこの省令の施行の際現に備え付けている船舶設備規程の一部を改正する省令(昭和40年運輸省令第30号)による改正前の船舶設備規程(以下「旧規程」という。)、船舶防火構造規程の一部を改正する省令(昭和40年運輸省令第31号)による改正前の船舶防火構造規程、船燈試験規程(昭和9年逓信省令第19号)、消火器試験規程又は火災警報装置試験規程の規定に適合する次の表の上欄に掲げるもの(この省令の施行の際現に建造又は改造中の船舶にあっては、備え付ける予定のものを含む。)は、これらを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、それぞれこの省令の規定に適合する同表の下欄に掲げる消防設備とみなす。</p> <table border="1" data-bbox="320 661 1371 1318"> <tr><td>消防ポンプ</td><td>消防ポンプ</td></tr> <tr><td>旧規程第70条又は第74条の4に規定する消火装置</td><td>非常ポンプ</td></tr> <tr><td>送水管</td><td>送水管</td></tr> <tr><td>消火栓</td><td>消火栓</td></tr> <tr><td>消防布管</td><td>消火ホース</td></tr> <tr><td>筒先</td><td>ノズル</td></tr> <tr><td>鎮火性瓦斯消火装置</td><td>固定式鎮火性ガス消火装置</td></tr> <tr><td>蒸気消火装置</td><td>固定式蒸気消火装置</td></tr> <tr><td>泡消火装置</td><td>固定式泡消火器</td></tr> <tr><td>液体消火器</td><td>液体消火器</td></tr> <tr><td>泡消火器</td><td>泡消火器</td></tr> <tr><td>炭酸瓦斯消火器</td><td>炭酸ガス消火器</td></tr> <tr><td>粉末消火器</td><td>粉末消火器</td></tr> <tr><td>呼吸具又はホースマスク、安全灯及び消防斧</td><td>消防具装具</td></tr> <tr><td>火災警報装置</td><td>火災探知装置</td></tr> <tr><td>手動式火災報知器</td><td>手動火災警報装置</td></tr> <tr><td>可燃性ガス検定器</td><td>可燃性ガス検定器</td></tr> <tr><td>固定の撒水装置</td><td>固定式加圧水噴霧装置</td></tr> <tr><td>消火器の装填物</td><td>消火器に充てんする消火剤</td></tr> <tr><td>自動散水装置</td><td>自動スプリンクラ装置</td></tr> </table> <p>5 この省令の施行前にキールをすえ付けた船舶にこの省令の施行の際現に備え付けている蒸気消火装置又は固定の撒水装置(この省令の施行の際現に建造又は改造中の船舶にあっては、備え付ける予定のものを含む。)は、これらを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、固定式鎮火性ガス消火装置、固定式蒸気消火装置、固定式泡消火装置又は固定式加圧水噴霧装置に代えることができる。</p> <p>6 この省令の施行前にキールをすえ付けた船舶の消火ポンプ、非常ポンプ、送水管、消火栓、固定式鎮火性ガス消火装置、固定式泡消火装置及び固定式加圧水噴霧装置の備付数量及び備付方法については、なお従前の例によることができる。</p> <p>7 この省令の施行前にキールをすえ付けた船舶であって次の表の上欄に掲げるものについては、それぞれ同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。</p> <table border="1" data-bbox="320 1617 1371 1858"> <tr> <td data-bbox="320 1617 451 1795" rowspan="2">第1種船</td> <td data-bbox="451 1617 943 1680">遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの</td> <td data-bbox="943 1617 1371 1680">第45条第1項(第1号に係るものに限る。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="451 1680 943 1795">沿海区域を航行区域とするもの</td> <td data-bbox="943 1680 1371 1795">第37条、第43条第2項、第44条第1項及び第2項、第45条第1項(第3号に係るものを除。)並びに第52条</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1795 451 1858">第2種船</td> <td data-bbox="451 1795 943 1858">遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの</td> <td data-bbox="943 1795 1371 1858">第45条第1項(第1号に係るものに限る。)</td> </tr> </table>	消防ポンプ	消防ポンプ	旧規程第70条又は第74条の4に規定する消火装置	非常ポンプ	送水管	送水管	消火栓	消火栓	消防布管	消火ホース	筒先	ノズル	鎮火性瓦斯消火装置	固定式鎮火性ガス消火装置	蒸気消火装置	固定式蒸気消火装置	泡消火装置	固定式泡消火器	液体消火器	液体消火器	泡消火器	泡消火器	炭酸瓦斯消火器	炭酸ガス消火器	粉末消火器	粉末消火器	呼吸具又はホースマスク、安全灯及び消防斧	消防具装具	火災警報装置	火災探知装置	手動式火災報知器	手動火災警報装置	可燃性ガス検定器	可燃性ガス検定器	固定の撒水装置	固定式加圧水噴霧装置	消火器の装填物	消火器に充てんする消火剤	自動散水装置	自動スプリンクラ装置	第1種船	遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの	第45条第1項(第1号に係るものに限る。)	沿海区域を航行区域とするもの	第37条、第43条第2項、第44条第1項及び第2項、第45条第1項(第3号に係るものを除。)並びに第52条	第2種船	遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの	第45条第1項(第1号に係るものに限る。)		
消防ポンプ	消防ポンプ																																																		
旧規程第70条又は第74条の4に規定する消火装置	非常ポンプ																																																		
送水管	送水管																																																		
消火栓	消火栓																																																		
消防布管	消火ホース																																																		
筒先	ノズル																																																		
鎮火性瓦斯消火装置	固定式鎮火性ガス消火装置																																																		
蒸気消火装置	固定式蒸気消火装置																																																		
泡消火装置	固定式泡消火器																																																		
液体消火器	液体消火器																																																		
泡消火器	泡消火器																																																		
炭酸瓦斯消火器	炭酸ガス消火器																																																		
粉末消火器	粉末消火器																																																		
呼吸具又はホースマスク、安全灯及び消防斧	消防具装具																																																		
火災警報装置	火災探知装置																																																		
手動式火災報知器	手動火災警報装置																																																		
可燃性ガス検定器	可燃性ガス検定器																																																		
固定の撒水装置	固定式加圧水噴霧装置																																																		
消火器の装填物	消火器に充てんする消火剤																																																		
自動散水装置	自動スプリンクラ装置																																																		
第1種船	遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの	第45条第1項(第1号に係るものに限る。)																																																	
	沿海区域を航行区域とするもの	第37条、第43条第2項、第44条第1項及び第2項、第45条第1項(第3号に係るものを除。)並びに第52条																																																	
第2種船	遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもの	第45条第1項(第1号に係るものに限る。)																																																	

	沿海区域又は平水区域を航行区域とするもの	第44条第1項及び第3項、第45条第1項(第2号に係るものに限る。)並びに第52条		
第3種船	遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数1000トン以上のもの	第58条、第60条第1項(第1号に係るものに限る。)及び第61条		
	遠洋区域又は近海区域を航行区域とする総トン数1000トン未満のもの及び沿海区域を航行区域とするもの	第54条、第57条、第58条、第60条第1項(第3号に係るものを除く。)第61条及び第64条第1項において準用する第44条第1項		
	船舶安全法施行規則第1条第2項第3号又は第4号の船舶	第54条、第57条、第58条及び第60条第1項(第3号に係るものを除く。)		
第4種船		第54条、第57条、第58条、第60条第1項(第3号に係るものを除く。)、第61条及び第64条第1項において準用する第44条第1項		
<p>8 この省令の施行前にキールをすえ付けた船舶については、第67条、第68条第1項(第3号に係るものを除く。)及び第70条の規定は、適用しない。</p> <p>9 この省令の施行前にキールをすえ付けた船舶であってこの省令の施行後旅客船以外の船舶から旅客船に改造するための工事に着手する船舶については、改造後は、附則第3項から前項までの規定は、適用しない。</p>				
(昭和43年4月2日運輸省令第11号) 抄 (施行期日)				
1 この省令は、昭和43年4月10日から施行する。				
(昭和45年7月24日運輸省令第65号) 抄 (施行期日)				
1 この省令は、昭和45年8月15日から施行する。				
(昭和46年6月30日運輸省令第48号)				
1 この省令は、昭和46年9月1日から施行する。				
2 この省令の施行前に建造され、又は建造に着手された船舶の消防設備については、改正後の第6条又は第68条の規定にかかわらず、昭和47年7月1日以後最初に行なわれる定期検査若しくは第1種中間検査又は船舶安全法第5条ノ2の検査の時期までは、なお従前の例によることができる。				
(昭和49年8月27日運輸省令第36号) 抄 (施行期日)				
第1条 この省令は、昭和49年9月1日から施行する。				
(昭和51年6月1日運輸省令第22号) この省令は、昭和51年6月10日から施行する。				
(昭和53年7月20日運輸省令第43号) 抄 (施行期日等)				
1 この省令は、昭和53年8月15日から施行し、第3条の規定による改正後の小型船舶検査機構の財務及び会計に関する省令第2条第2項の規定は、昭和53年度に相当する小型船舶検査機構の事業年度の予算から適用する。				
(昭和54年4月28日運輸省令第16号) 抄 (施行期日)				
1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。				
1 第4条、第5条、第7条から第10条まで並びに附則第3項及び第5項 昭和54年10月1日				
(昭和55年5月6日運輸省令第12号) 抄 (施行期日)				
第1条 この省令は、昭和55年5月25日(以下「施行日」という。)から施行する。 (船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置)				

<p>第10条 現存船に施行日に現に備え付けている船舶防火構造規程(昭和27年運輸省令第95号)の規定に適合する自動スプリンクラ装置並びに第9条の規定による改正前の船舶消防設備規則(以下「旧船舶消防設備規則」という。)の規定に適合する送水管、固定式鎮火性ガス消火装置、固定式あわ消火装置及び火災探知装置(施行日に現に建造又は改造中の船舶にあっては、備え付ける予定のものを含む。)は、これらを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限る。それぞれ第9条の規定による改正後の船舶消防設備規則(以下「新船舶消防設備規則」という。)の規定に適合しているものとみなす。</p> <p>2 現存船に施行日に現に備え付けている旧船舶消防設備規則の規定に適合する消防員装具は、これらを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限る。当初検査時期までは、新船舶消防設備規則の規定に適合しているものとみなす。</p> <p>3 現存船の消防設備の備付数量及び備付方法については、次項から第17項までの規定による場合を除き、当初検査時期までは、なお従前の例によることができる。</p> <p>4 現存船の固定式鎮火性ガス消火装置、固定式あわ消火装置及びタンクの外部にあわを放出する消防設備(油タンカーの貨物区域に備え付けるものを除く。)、消火ポンプ、消火栓、固定式加圧水噴霧装置、自動スプリンクラ装置、火災探知装置並びに手動火災警報装置の備付数量及び備付方法については、なお従前の例によることができる。</p> <p>5 現存船(油タンカーを除く。)に施行日に現に備え付けている旧船舶消防設備規則の規定に適合する固定式蒸気消火装置(施行日に現に建造又は改造中の船舶にあっては、備え付ける予定のものを含む。)は、これらを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限る。新船舶消防設備規則第57条第1項の固定式鎮火性ガス消火装置に代えることができる。</p> <p>6 第4項の規定にかかわらず、現存船(旅客定員が36人を超える第1種船に限る。)に備え付ける消火ポンプについては、当初検査時期から新船舶消防設備規則第37条第3項の規定を適用する。ただし、容易に近づくことができ、かつ、操作することができる位置からの消火ポンプの遠隔操作により、船内のいずれの消火栓からも直ちに射水を使用することができるように措置が講じられている場合には、この限りでない。</p> <p>7 現存船については、新船舶消防設備規則第48条第2項及び第52条の2の規定は、適用しない。</p> <p>8 総トン数2000トン未満の現存タンカー(油タンカーに限る。)の貨物区域に施行日に現に備え付けている固定式鎮火性ガス消火装置及び固定式蒸気消火装置は、これらを引き続き当該油タンカーに備え付ける場合に限る。新船舶消防設備規則第57条第5項の規定にかかわらず、これらを備え付けることができる。ただし、施行日に現に固定式イナート・ガス装置を備え付けている油タンカーにあっては当初検査時期以後は、施行日以後に固定式イナート・ガス装置を備え付ける油タンカーにあっては当該油タンカーに当該装置を備え付ける日以後は、この限りでない。</p> <p>9 総トン数2000トン未満の新タンカー(油タンカーに限る。)の貨物区域に施行日に現に備え付けている固定式鎮火性ガス消火装置及び固定式蒸気消火装置は、これらを引き続き当該油タンカーに備え付ける場合に限る。新船舶消防設備規則第57条第5項の規定にかかわらず、昭和55年11月24日までは、これらを備え付けることができる。ただし、施行日以後に固定式イナート・ガス装置を備え付ける油タンカーにあっては、当該油タンカーに当該装置を備え付ける日以後は、この限りでない。</p> <p>10 現存タンカー(油タンカーに限る。)であつて載貨重量トン数2万トン以上4万トン未満のもの(原油洗浄による貨物タンク洗浄方式を用いないもので、かつ、処理量が毎時60立方メートルを超えるタンク洗浄機を備えていないものに限る。)には、新船舶消防設備規則第57条第2項の規定にかかわらず、固定式イナート・ガス装置に備え付けることを要しない(原油の輸送に従事する油タンカーにあっては、管海官庁がさしつかえないと認める場合に限る。)</p> <p>11 載貨重量トン数2万トン以上の現存タンカー(原油洗浄による貨物タンク洗浄方式を用いる油タンカー以外の油タンカーに限る。)には、新船舶消防設備規則第57条第2項の規定にかかわらず、昭和58年5月31日(載貨重量トン数7万トン以上の油タンカーにあっては、昭和56年10月31日)までは、固定式イナート・ガス装置を備え付けることを要しない。</p> <p>12 載貨重量トン数2万トン以上の新タンカー(原油洗浄による貨物タンク洗浄方式を用いる油タンカー以外の油タンカーに限る。)には、新船舶消防設備規則第57条第2項の規定にかかわらず、昭和55年11月24日までは、固定式イナート・ガス装置を備え付けることを要しない。</p>		
---	--	--

<p>13 施行日に現に原油洗浄による貨物タンク洗浄方式を用いている現存船（油タンカーに限る。）には、新船舶消防設備規則第57条第2項及び第4項の規定にかかわらず、当初検査時期までは、固定式イナート・ガス装置に備え付けることを要しない。ただし、載貨重量トン数7万トン以上の現存タンカーにあつては昭和56年11月1日以後は、載貨重量トン数2万トン以上の新タンカーにあつては昭和55年11月25日以後は、この限りでない。</p> <p>14 施行日に現に原油洗浄による貨物タンク洗浄方式を用いていない現存船（油タンカーに限る。）には、施行日から新船舶消防設備規則第57条第4項の規定を適用する。</p> <p>15 総トン数2000トン以上の現存タンカー（油タンカーに限る。）の貨物区域に施行日に現に備え付けている旧船舶消防設備規則の規定に適合する固定式鎮火性ガス消火装置、固定式蒸気消火装置、固定式あわ消火装置又はタンクの外部にあわを放出する消防設備（施行日に現に建造又は改造中の油タンカーにあつては、備え付ける予定のものを含む。）は、これらを引き続き当該油タンカーに備え付ける場合に限り、新船舶消防設備規則第57条第5項の規定にかかわらず、同条第2項又は第3項の第1種固定式甲板あわ装置又は第2種固定式甲板あわ装置に代えることができる。ただし、固定式鎮火性ガス消火装置及び固定式蒸気消火装置であつて、施行日に現に固定式イナート・ガス装置を備え付けている油タンカーに備え付けているものにあつては当初検査時期（載貨重量トン数7万トン以上の油タンカーにあつては、当初検査時期が昭和56年11月2日以後となる場合には、昭和56年11月1日）以後は、施行日以後に固定式イナート・ガス装置を備え付ける油タンカーに備え付けているものにあつては当該油タンカーに固定式イナート・ガス装置を備え付ける日以後は、この限りでない。</p> <p>16 総トン数2000トン以上の新タンカー（載貨重量トン数2万トン未満の油タンカーに限る。）の貨物区域に施行日に現に備え付けている旧船舶消防設備規則の規定に適合する固定式あわ消火装置又はタンクの外部にあわを放出する消防設備（施行日に現に建造又は改造中の油タンカーにあつては、備え付ける予定のものを含む。）は、これらを引き続き当該油タンカーに備え付ける場合に限り、新船舶消防設備規則第57条第3項の第1種固定式甲板あわ装置又は第2種固定式甲板あわ装置に代えることができる。</p> <p>17 載貨重量トン数2万トン以上の新タンカー（油タンカーに限る。）の貨物区域に施行日に現に備え付けている旧船舶消防設備規則の規定に適合する固定式鎮火性ガス消火装置、固定式蒸気消火装置、固定式あわ消火装置又はタンクの外部にあわを放出する消防設備（施行日に現に建造又は改造中の油タンカーにあつては、備え付ける予定のものを含む。）及び総トン数2000トン以上の新タンカー（載貨重量トン数2万トン未満の油タンカーに限る。）の貨物区域に施行日に現に備え付けている旧船舶消防設備規則の規定に適合する固定式鎮火性ガス消火装置又は固定式蒸気消火装置（施行日に現に建造又は改造中の油タンカーにあつては、備え付ける予定のものを含む。）は、これらを引き続き当該油タンカーに備え付ける場合に限り、昭和55年11月24日までは、新船舶消防設備規則第57条第5項の規定にかかわらず、同条第2項又は第3項の第1種固定式甲板あわ装置又は第2種固定式甲板あわ装置に代えることができる。ただし、施行日以後に固定式イナート・ガス装置を備え付ける油タンカーに備え付けている固定式鎮火性ガス消火装置及び固定式蒸気消火装置にあつては、当該油タンカーに固定式イナート・ガス装置を備え付ける日以後は、この限りでない。</p> <p>18 施行日以後主要な変更又は改造を行う現存船の消防設備については、当該変更又は改造後は、前各項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。</p> <p>19 施行日以後に旅客船に改造するための工事に着手する旅客船以外の現存船の消防設備については、当該改造後は、前各項の規定は適用しない。</p>		
<p>(昭和55年10月20日運輸省令第31号) (施行期日)</p> <p>1 この省令は、昭和55年11月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に建造され、又は建造に着手された船舶に現に備え付けられている焼却設備及び油だき加熱機（施行日に現に建造又は改造中の船舶にあつては、備え付けられる予定のものを含む。以下「現存焼却設備等」という。）については、これらを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、第1条の規定による改正後の船舶安全法施行規則第61条の3、第2条の規定による改正後の船舶設備規程第7編第2章及び第3条の規定による改正後の船舶消防設備規則第45条の2（第64条第1項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。</p> <p>3 現存焼却設備等については、第3条の規定による改正後の船舶消防設備規則第47条の2</p>		

<p>の規定にかかわらず、なお従前の例による。 (昭和58年3月8日運輸省令第7号) 抄 (施行期日) 第1条 この省令は、昭和58年3月15日から施行する。 (船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置) 第4条 現存船については、第3条の規定による改正後の船舶消防設備規則第69条の2の規定は、適用しない。</p>		
<p>(昭和59年8月30日運輸省令第29号) 抄 (施行期日) 第1条 この省令は、昭和59年9月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置) 第7条 船舶には、第6条の規定による改正後の船舶消防設備規則(以下「新船舶消防設備規則」という。)第50条及び第63条の2の規定にかかわらず、昭和60年9月1日までは、煙探知器(居住区域内の通路、階段及び脱出経路に備え付けるものに限る。)を備え付けることを要しない。 2 施行日において現存船に現に備え付けている第6条の規定による改正前の船舶消防設備規則(以下「旧船舶消防設備規則」という。)の規定に適合する非常ポンプ、送水管、消火栓、ノズル(第1種船、第3種船又は工船(漁船特殊規程(昭和9年逡信省農林省令)第47条第1項の工船をいう。以下同じ。))に備え付けられているものを除く。)、固定式鎮火性ガス消火装置、固定式甲板泡装置、自蔵式呼吸具(第1種船、第3種船又は工船に備え付けられているものを除く。)、火災探知装置及び手動火災警報装置(施行日に現に建造又は改造中の船舶にあっては、備え付ける予定のものを含む。))は、これらを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、それぞれ新船舶消防設備規則の規定に適合しているものとみなす。 3 施行日において現存船(第1種船、第3種船及び工船に限る。)に現に備え付けている旧船舶消防設備規則の規定に適合するノズル及び自蔵式呼吸具は、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、当初検査時期までは、新船舶消防設備規則の規定に適合しているものとみなす。 4 載貨重量トン数2万トン以上7万トン未満の原油の輸送に従事する油タンカー(原油洗浄による貨物タンク洗浄方式を用いる油タンカー以外の油タンカーに限る。))又は載貨重量トン数2万トン以上7万トン未満の原油の輸送に従事しない油タンカー(載荷重量トン数2万トン以上4万トン未満の油タンカーであつて処理量が毎時60立方メートルを超えるタンク洗浄機を備えていないものを除く。))であつて現存船であるものに施行日において現に備え付けている旧船舶消防設備規則の規定に適合するイナート・ガス装置(施行日に現に建造又は改造中の船舶にあっては、備え付ける予定のものを含む。第6項及び第7項において同じ。))は、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、昭和60年4月30日までは、新船舶消防設備規則の規定に適合しているものとみなす。 5 前項の現存船に昭和60年5月1日(施行日から昭和60年4月30日までの間にイナート・ガス装置に係る改造を終了する現存船にあっては、当該改造の終了する日)において現に備え付けているイナート・ガス装置(昭和60年5月1日に現に建造又は改造中の船舶にあっては、備え付ける予定のものを含む。))であつて新船舶消防設備規則第16条の4第1項及び第57条の3第2項の基準のうち当該イナート・ガス装置の備え付けられた時期に応じて管海官庁が必要と認める基準に適合するものは、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、新船舶消防設備規則の規定に適合しているものとみなす。 6 載貨重量トン数2万トン未満の油タンカー(原油洗浄による貨物タンク洗浄方式を用いる油タンカー以外の油タンカーに限る。))又は載貨重量トン数2万トン以上4万トン未満の原油の輸送に従事しない油タンカー(処理量が毎時60立方メートルを超えるタンク洗浄機を備えていないものに限る。))であつて現存船であるものに施行日において現に備え付けている旧船舶消防設備規則の規定に適合するイナート・ガス装置は、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、新船舶消防設備規則の規定に適合しているものとみなす。 7 載荷重量トン数7万トン未満の油タンカー(原油洗浄による貨物タンク洗浄方式を用いる油タンカーに限る。))又は載貨重量トン数7万トン以上の油タンカーであつて現存船であるものに施行日において現に備え付けているイナート・ガス装置であつて新船舶消防設備規則第16条の4第1項及び第57条の3第2項の基準のうち当該イナート・ガス装置の備え付けられた時期に応じて管海官庁が必要と認める基準に適合するものは、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、新船舶消防設備規則の規定に適合しているものとみなす。</p>		<p>(昭和59年8月30日) 附7.5(a) 「管海官庁が必要と認める基準」については、次によること。 (1) 昭和56年5月31日以前に油タンカーに備え付けたイナート・ガス装置は、次の事項に適合することを要しない。 (i) 新消防設備規則第16条の4第1項第1号、第11号、第14号ハ、第16号及び第23号並びに第57条の3第2項第2号から第4号までの規定 (ii) 新消防設備規則に伴い改正された消防設備規則心得(以下「新消防設備規則心得」という。)の16-4.1(a)(2)、(3)、(7)及び(8)並びに(b)並びに16-4.1.17(a)(4)、(5)及び(6) (2) 昭和56年6月1日以後に油タンカーに備え付けたイナート・ガス装置は、次の事項に適合することを要しない。 (i) 新消防設備規則第16条の4第1項第1号及び第57条の3第2項第2号の規定 (ii) 新消防設備規則心得の16-4.1(a)(2)、(3)及び(8)並びに(b)附7.7(a)附7.5(a)は、本項について準用する。 附7.12(a) 設備規程心得附則(昭和59年8月30日)附2.16は、本項について準用する。</p>

<p>8 現存船の消防設備の備付数量及び備付方法については、第4項から前項まで及び次項から第11項までの規定による場合を除き、当初検査時期までは、なお従前の例によることができる。</p> <p>9 現存船の消火ポンプ、非常ポンプ、送水管、消火栓、固定式鎮火性ガス消火装置、固定式泡消火装置、固定式高膨脹泡消火装置、固定式加圧水噴霧装置、自動スプリンクラ装置、固定式甲板泡装置、消火器（容量が45リットルの移動式の泡消火器又はこれと同等の効力を有するものに限る。）、火災探知装置及び手動火災警報装置の備付数量及び備付方法については、なお従前の例によることができる。</p> <p>10 現存船については、新船舶消防設備規則第46条第1項（第3号に係る部分に限る。）、第57条の2第1項、第59条第3項、第64条第1項において準用する第46条第1項（第1号及び第3号に係る部分に限る。）、第64条第3項において準用する第41条の2第2項及び第48条第2項、第68条第3項及び第4項並びに第69条の2第2項の規定は、適用しない。</p> <p>11 現存船の火薬類を積載する区画室における消防設備については、なお従前の例による。</p> <p>12 現存船（旅客定員が36人を超える第1種船に限る。）については、第9項の規定にかかわらず、平成12年10月1日から、新船舶消防設備規則第45条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定を適用する。</p> <p>13 現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものの消防設備については、当該変更又は改造後は、第2項から前項までの規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。</p> <p>14 現存船（旅客船を除く。）であって施行日以後旅客船に改造するための工事に着手するものの消防設備については、当該改造後は、第2項から前項までの規定は適用しない。</p>		
<p>(昭和60年12月24日運輸省令第41号) 抄 (施行期日)</p> <p>1 この省令は、昭和61年1月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この省令による改正後の船舶設備規程第1条、船舶復原性規則第1条の2、危険物船舶運送及び貯蔵規則第1条の2、船舶安全法施行規則第66条の2、穀類その他の特殊貨物船舶運送規則第33条の2、船舶救命設備規則第1条、船舶消防設備規則第1条、海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令第1条及び船舶防火構造規則第1条の2の規定にかかわらず、次の各号に掲げる船舶の総トン数は、それぞれ当該各号に定める総トン数とする。</p> <p>1 日本船舶であって、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号。以下「トン数法」という。）附則第3条第1項の規定の適用があるもの 同項本文の規定による総トン数</p> <p>2 前号に掲げる日本船舶以外の日本船舶（この省令の施行前に建造され、又は建造に着手されたものに限る。） トン数法第5条第1項の総トン数</p> <p>3 日本船舶以外の船舶であって、我が国が締結した国際協定等によりその受有するトン数の測度に関する証書に記載されたトン数がトン数法第5条第1項の総トン数と同一の効力を有することとされているもの（この省令の施行前に建造され、又は建造に着手されたものに限る。） 同項の総トン数と同一の効力を有することとされた総トン数</p>		<p>(昭和60年7月9日)</p> <p>(経過措置)</p> <p>(a) 改正後の消防設備規則心得12-2.2.7(a)及び12-3.23(a)の規定は、昭和61年9月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、適用しない。</p>
<p>(昭和61年6月27日運輸省令第25号) 抄 (施行期日)</p> <p>第1条 この省令は、昭和61年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 (船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第6条 現存船であって第6条の規定による改正前の船舶消防設備規則第1条の2第1項に規定するタンカーに該当する船舶は、第6条の規定による改正後の船舶消防設備規則（以下「新船舶消防設備規則」という。）第1条の2第2項に規定するタンカーに該当するものとみなし、新船舶消防設備規則を適用する。ただし、施行日以後主要な変更又は改造を行う船舶については、当該変更又は改造後は、この限りでない。</p>		
<p>(昭和61年11月29日運輸省令第40号) 抄 (施行期日)</p> <p>第1条 この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和58年法律第58号。以下「改正法」という。）附則第1条第4号に定める日（昭和62年4月6日。以下「施行日」という。）から施行する。</p>		

<p>(昭和63年2月12日運輸省令第2号) 抄 (施行期日) 第1条 この省令は、昭和63年2月15日(以下「施行日」という。)から施行する。 (船舶消防設備規則の適用に関する経過措置) 第4条 施行日において現存係留船に現に備え付けている消防設備(施行日に現に建造又は改造中の船舶にあつては、備え付ける予定のものを含む。)は、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、船舶消防設備規則第2章の規定に適合しているものとみなす。 2 現存係留船の消防設備の備付数量及び備付方法については、船舶消防設備規則第3章の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。</p>		
<p>(平成4年1月27日運輸省令第5号) 抄 (施行期日) 第1条 この省令は、平成4年2月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条中船舶安全法施行規則別表第1及び別表第2の改正規定、第3条中船舶消防設備規則第17条第2項、第20条、第22条、第23条、第48条第5項、第69条第1項及び第70条の改正規定、第4条の規定並びに第5条中小型船舶安全規則第65条第2項、第66条、第69条及び第71条の改正規定は、公布の日から施行する。 (船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置) 第3条 施行日において現存船に現に備え付けている第3条の規定による改正前の船舶消防設備規則の規定に適合する自動拡散型の液体消火器(施行日に現に建造又は改造中の船舶にあつては、備え付ける予定のものを含む。)は、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、第3条の規定による改正後の船舶消防設備規則の規定に適合しているものとみなす。 2 現存船の火災探知装置の要件については、なお従前の例によることができる。 3 現存船の非常ポンプ(固定式のものに限る。)の備付方法については、なお従前の例によることができる。</p>		<p>(平成4年3月31日) (経過措置) (a) 平成4年2月1日(以下「施行日」という。)において施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶に現に備え付けている改正前の消防設備規則心得の規定に適合する煙管式火災探知装置(施行日に現に建造又は改造中の船舶にあつては、備え付ける予定のものを含む。)は、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、改正後の消防設備規則心得の規定に適合しているものとみなす。</p>
<p>(平成5年12月28日運輸省令第42号) 抄 (施行期日) 第1条 この省令は、平成6年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置) 第2条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶(以下「現存船」という。)の脱出経路、出入口、自動スプリンクラ装置、火災探知装置及び多層甲板公室の通風(以下「脱出経路等」という。)については、第1条の規定による改正後の船舶設備規程(以下「新規程」という。)第122条の2の2から第122条の4まで、第2条の規定による改正後の船舶消防設備規則第50条並びに第3条の規定による改正後の船舶防火構造規則第16条の2の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 2 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものの脱出経路等については、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。 3 現存船(旅客船を除く。)であつて施行日以後旅客船に改造するための工事に着手するものについては、当該改造後は、前2項の規定は、適用しない。</p>		
<p>(平成6年9月30日運輸省令第45号) 抄 (施行期日) 第1条 この省令は、平成6年10月1日から施行する。 (船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置) 第6条 現存船の消防設備(第6条の規定による改正後の船舶消防設備規則(以下「新消防規則」という。)第27条及び第49条に規定する消防員装具及び個人装具を除く。)については、次項から第8項までに定めるものを除き、なお従前の例による。 2 現存船に施行日に現に備え付けている第6条の規定による改正前の船舶消防設備規則(以下「旧消防規則」という。)の規定に適合する炭酸ガスを消火剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置及び不活性ガスを消火剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置(施行日に現に建造又は改造中の船舶にあつては、備え付ける予定のものを含む。)については、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、当該船舶について平成22年1月1日以後最初に行われる定期検査又は中間検査(検査のために上架を行うものに限る。)の時期までは、なお従前の例による。 3 平成6年10月1日において同日前に建造され、又は建造に着手された船舶に現に備え付けている旧消防規則の規定に適合するハロゲン化物を消火剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置及び鎮火性ガス消火器については、これを引き続き当該船舶に備え付ける場合に</p>		<p>附則(平成6年9月30日) 附 6.2(a) 航行中に乗船者が立ち入る可能性のない区域(機関区域及び貨物ポンプ室を除く。)に備え付ける、炭酸ガスを消火剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置及び不活性ガスを消火剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置については、当該船舶について平成22年1月1日以後最初に行われる定期検査又は中間検査(検査のために上架を行うものに限る。)の時期以降も、なお従前の例によることができる。 心得附則(平成22年2月22日) (適用期日)</p>

<p>限り、なお従前の例による。</p> <p>4 現存旅客船の消防設備については、平成9年10月1日までに、次に掲げる基準に適合しなければならない。</p> <p>1 次条第2項第5号イに掲げる場所にあつては、当該場所に自動スプリンクラ装置を備え付けていること。</p> <p>2 火災の危険の少ない場所（次条第2項第5号ロ及びハに掲げる場所を除く。）を除き、すべての居住区域、業務区域並びに居住区域及び業務区域内の通路及び階段に、火災探知装置（煙探知器（調理室にあつては、熱探知器）を配置したものに限る。）を備え付けること。</p> <p>3 前2号により備え付ける自動スプリンクラ装置及び火災探知装置の備付方法は、それぞれ新消防規則第51条に規定する基準に適合していること。</p> <p>5 現存旅客船は、平成17年10月1日又は船齢（船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第1条第15項の船齢をいう。）が15年となる日のいずれか遅い日までに、前項第2号に掲げる場所に自動スプリンクラ装置を備え付けなければならない。この場合において、当該自動スプリンクラ装置の備付方法は、新消防規則第51条第1項に規定する基準に適合しなければならない。</p> <p>6 昭和55年現存旅客船の消防設備については、管海官庁の指示するところによる。</p> <p>7 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものの消防設備については、当該変更又は改造後は、管海官庁の指示するところによる。</p> <p>8 現存船（旅客船を除く。）であつて施行日以後旅客船に改造するための工事に着手するものの消防設備については、当該改造後は、新消防規則の規定を適用する。</p>		<p>本改正後の心得は、平成22年2月22日より適用する。</p>
<p>（平成7年7月27日運輸省令第47号）抄 （施行期日）</p> <p>1 この省令は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置）</p> <p>2 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶（以下「現存船」という。）については、この省令による改正後の船舶設備規程、船舶救命設備規則、船舶消防設備規則及び船舶防火構造規則（以下「新規程等」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、現存船にあつては、新規程等の定めるところにより施設し、及びこれに係る船舶安全法第5条第1項に規定する検査を受けることができる。この場合において、当該検査に合格した船舶については、前項の規定は、適用しない。</p>		
<p>（平成8年2月27日運輸省令第13号） この省令は、公布の日から施行する。</p>		
<p>（平成10年7月1日運輸省令第50号） （施行期日）</p> <p>第1条 この省令は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置）</p> <p>第2条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶の自動スプリンクラ装置の備付方法については、改正後の第51条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>		
<p>（平成14年6月25日国土交通省令第75号）抄 （施行期日）</p> <p>第1条 この省令は、平成14年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 （船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第6条 現存船については、第5条の規定による改正後の船舶消防設備規則（以下「新船舶消防設備規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、現存船にこの省令の施行の際現に備え付けている第5条の規定による改正前の船舶消防設備規則の規定に適合する消防設備は、これらを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、新船舶消防設備規則の規定に適合しているものとみなす。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、国際航海に従事する旅客船（総トン数2000トン以上のものに限る。）であつて現存船であるものの機関室局所消火装置については、新船舶消防設備規則の規定にかかわらず、平成17年10月1日までは、なお従前の例によることができる。</p> <p>4 第1項の規定にかかわらず、国際航海に従事する船舶であつて現存船であるものの貨物タンク等の附属設備については、新船舶消防設備規則第68条第4項及び第5項の規定にかかわらず、当該船舶について施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査（検査の準備のためにドック入れを行うものに限る。）の時期までは、なお従前の例による。</p> <p>5 現存船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造</p>	<p>附則 この告示は、平成14年7月1日から施行する。</p>	<p>（平成14年7月1日） 附則 6.2(a) 「現存船にこの省令の施行の際現に備え付けている第5条の規定による改正前の船舶消防設備規則の規定に適合する消防設備」につき、施行日以後、同一型式のもの（又は、改正前の船舶消防設備規則の同一の規定に適合するもの）と交換し備え付ける場合、引き続き、新船舶消防設備規則の規定に適合しているものとみなす。</p>

	<p>後は、前各項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。</p> <p>(施行期日) 第1条 この告示は、平成20年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (船舶の消防設備の基準を定める告示の一部改正に伴う経過措置) 第2条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶(以下「現存船」という。)に現に備え付けられている消防設備については、これらを引き続き当該船舶に備え付ける場合に限り、第1条の規定による改正後の船舶の消防設備の基準を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 2 現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず管海官庁の指示するところによる。</p>	<p>心得附則(平成20年6月25日) (施行期日) (a) この改正は、平成20年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置) (b) 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、改正後の心得の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>心得附則(平成21年4月9日) (施行期日) 本改正後の心得は、平成21年4月9日より適用する。</p> <p>心得附則(平成21年4月28日) (適用期日) この改正は、平成21年5月1日(以下適用日という。)から適用する。 (経過措置) (a) 平成14年7月1日前に建造され、又は建造に着手された第1種船及び第3種船(危規則第167条又は第274条により第3種船とみなされる液化ガスばら積み船又は液体化学薬品ばら積み船であって国際航海に従事しないものを除く。以下同じ。)並びに平成21年7月1日前に建造され、又は建造に着手された第2種船及び第4種船(危規則第167条又は第274条により第3種船とみなされる液化ガスばら積み船又は液体化学薬品ばら積み船であって国際航海に従事しないものを含む。)については、改正後の38.3(a)及び47.1.5(a)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 (b) 平成14年7月1日以後適用日前に建造に着手された第1種船及び第3種船については、改正後の38.3(a)及び47.1.5(a)の規定にかかわらず、適用日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。</p> <p>心得附則(平成21年4月28日) (適用期日) この改正は、平成21年5月1日(以下適用日という。)から適用する。 (経過措置) (a) 平成14年7月1日前に建造され、又は建造に着手された第1種船及び第3種船(危規則第167条又は第274条により第3種船とみなされる液化ガスばら積み船又は液体化学薬品ばら積み船であって国際航海に従事しないものを除く。以下同じ。)並びに平成21年7月1日前に建造され、又は建造に着手された第2種船及び第4種船(危規則第167条又は第274条により第3種船とみなされる液化ガスばら積み船又は液体化学薬品ばら積み船であって国際航海に従事しないものを含む。)については、改正後の39.1.5(b)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 (b) 平成14年7月1日以後適用日前に建造に着手された第1種船及び第3種船については、改正後の39.1.5(b)の規定にかかわらず、適用日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、なお従前の例によることができる。</p>
	<p>(平成21年12月22日国土交通省令第69号) (施行期日)</p>	<p>心得附則(平成21年12月16日) (適用期日)</p>

<p>第1条 この省令は、平成22年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第4条のうち船舶救命設備規則第28条、第29条、第29条の2、第29条の3及び第97条第2項の改正規定並びに附則第3条の規定は、同年7月1日から施行する。 (船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第2条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶(以下「現存船」という。)については、第1条の規定による改正後の船舶設備規程第55条及び第155条の二十七の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>2 現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。 (船舶救命設備規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第3条 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日前に建造され、又は建造に着手された船舶に現に備え付けられている救命浮環、救命胴衣、イマーショーン・スーツ及び耐暴露服(同日において現に建造又は改造中の船舶にあつては、備え付ける予定のものを含む。)については、これらを当該船舶に引き続き備え付ける場合に限り、第4条の規定による改正後の船舶救命設備規則第28条、第29条、第29条の2及び第29条の3の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>2 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日前に建造され、又は建造に着手された船舶であって同日以後主要な変更又は改造を行うものについては、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。 (船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第4条 現存船については、第5条の規定による改正後の船舶消防設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>2 現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。 (海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第5条 第6条の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付を受けている旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書及び貨物船安全証書は、同条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付された旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書及び貨物船安全証書とみなす。</p>		<p>(1) この改正は、平成22年1月1日((2)において「適用日」という。)より適用する。</p> <p>(2) 適用日前に建造され、又は建造に着手された船舶に備え付けられる持運び式消火器については、改正後の心得の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>心得附則(平成22年2月22日) (適用期日) 本改正後の心得は、平成22年2月22日より適用する。</p>
<p>船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成22年6月18日国土交通省令第34号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この省令は、平成22年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第1条中船舶設備規程第122条の3第2項の改正規定、同令第122条の4第1項及び第3項の改正規定並びに同令第122条の9第1項の改正規定、第3条中船舶消防設備規則第49条第1項及び第2項の改正規定、同令第50条第1項の改正規定、(「旅客定員が36人を超える第1種船」を「旅客定員が36人を超える第1種船等(限定近海船を除く。)」に改める部分に限る。)、同条第5項第1号の改正規程(「第1種船(旅客定員が36人以下のものに限る。)」を「旅客定員が36人以下の第1種船等(限定近海船を除く。)」に改める部分に限る。)、同項第2号の改正規定並びに同令第51条第2項第12号の改正規定並びに第4条中船舶防火構造規則第25条第1項の改正規定、同令第26条第1項の改正規定及び同令第27条第1項の改正規定は、平成24年1月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>第2条 この省令による改正後の船舶消防設備規則第52条第5項の規定は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第2種船(船舶救命設備規則(昭和40年運輸省令第36号)第1条の2第2項の第2種船をいう。)(限定近海船を除く。)であつて施行日以後平成24年1月1日前に建造されるものについては適用しない。</p> <p>第3条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶(以下「現存船」という。)については、この省令による改正後の船舶設備規程、船舶区画規程、船舶消防設備規則及び船舶防火構造規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>2 現存船であつて、施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。</p>	<p>船橋からの視界及び船橋に設ける窓の要件を定める告示等の一部を改正する告示(平成22年6月18日国土交通省告示第668号)</p> <p>(施行期日)</p> <p>第1条 この告示は、平成22年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第3条中船舶の脱出設備を定める告示第3条の改正規定(同条第1項第1号の改正規定を除く。)並びに第7条中船舶の防火構造の基準を定める告示第20条の改正規定及び第21条の改正規定(「第3条、第6条」を「第3条」に改める部分及び「第8条第2項」の下に「、第9条第3項、第10条第1項、第11条の2」を加える部分に限る。)は、平成24年1月1日から施行する。 (経過措置)</p> <p>第2条 この告示による改正後の船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示第6条第3号及び第7条第4号、船舶の消防設備の基準を定める告示第4条第4項並びに船舶の区画の水密を保持するための設備の基準等を定める告示第12条第14号の規定は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第2種船(船舶救命設備規則第1条の2第2項の第2種船をいう。)であつて施行日以後平成24年1月1</p>	<p>心得附則(平成22年6月30日)</p> <p>(適用期日) この改正は、平成22年7月1日より適用する。</p> <p>心得附則(平成22年6月30日)</p> <p>(適用期日) この改正は、平成22年7月1日より適用する。</p>

<p>3 施行日以後平成 24 年 1 月 1 日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定による改正後の船舶設備規程、船舶消防設備規則及び船舶防火構造規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>4 施行日以後平成 24 年 1 月 1 日前に建造され、又は建造に着手された船舶であって同日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。</p>	<p>日前に建造されるものについては適用しない。</p> <p>第 3 条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶(以下「現存船」という。)については、この告示による改正後の船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示、航海用具の基準を定める告示、船舶の消防設備の基準を定める告示、船舶の防火構造の基準を定める告示(第 7 条及び第 8 条の規定を除く。)及び船舶の区画の水密を保持するための基準等を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>2 施行日前に設置された A 級仕切りにおける(船舶の防火構造の基準を定める告示第 7 条第 2 項第 1 号の A 級仕切りにおける戸をいう。)及び B 級仕切りにおける戸(同告示第 8 条第 1 項第 1 号の B 級仕切りにおける戸をいう。)については、この告示による改正後の船舶の防火構造の基準を定める告示第 7 条及び第 8 条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>3 現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前 2 項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。</p> <p>4 施行日以後平成 24 年 1 月 1 日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、附則第 1 条のただし書きに規定する改正規定による改正後の船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示及び船舶の防火構造の基準を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>5 施行日以後平成 24 年 1 月 1 日前に建造され、又は建造に着手された船舶であって同日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。</p>	
<p>船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成 22 年 12 月 22 日国土交通省令第 60 号) (施行期日)</p> <p>1 この省令は、平成 23 年 1 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この省令の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物の運送又は貯蔵については、当該運送又は貯蔵が終了するまでの間、この省令による改正後の危険物船舶運送及び貯蔵規則(以下「新危危則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶(以下「現存船」という。)の防火並びに火災探知及び消火の措置(以下「防火等の措置」という。)については、施行日以後最初に行われる定期検査の時期までは、新危危則別表第 2 の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>4 平成 10 年 7 月 1 日前に建造され、又は建造に着手された船舶の防火等の措置については、新危危則別表第 2 及び前項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>5 施行日前に製造されたポータブルタンクの表示については、新危危則第 13 号様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>6 この省令の施行の際現に現存船が受有している船舶検査証書中その他の航行上の条件欄において引火点に関し、「摂氏 61 度以下」の旨の記載がある場合は、当該検査証書の有効期間が満了する日までの間は、当該記載は「摂氏 60 度以下」と書き換えられたものとみなす。</p>		
<p>船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成 23 年 12 月 28 日国土交通省令第 号) (施行期日)</p> <p>第 1 条 この省令は、平成 24 年 1 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。</p>	<p>附則(平成 23 年 12 月 28 日国土交通省告示第 号) (施行期日)</p> <p>この告示は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。</p>	<p>心得附則(平成 23 年 12 月 27 日) (適用期日)</p> <p>本改正後の心得は、平成 24 年 1 月 1 日から適用する。</p>

<p>(船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置) 第2条 施行日前に製造されたコンテナ(以下「現存コンテナ」という。)に係る荷重試験については、第1条の規定による改正後の船舶設備規程第13号表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 (船舶安全法施行規則の一部改正に伴う経過措置) 第3条 現存コンテナに係る最大積重ね荷重又はラッキング試験荷重については、第2条の規定による改正後の船舶安全法施行規則(次項において「新規規則」という。)第56条の4第1項及び第3項並びに第59条の2第3項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 2 この省令の施行の際現に現存コンテナに取り付けられている安全承認板については、新規規則第22号の5様式にかかわらず、なお従前の例によることができる。 (船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置) 第4条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶に係る消防設備については、第3条による改正後の船舶消防設備規則第68条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 (船舶構造規則の一部改正に伴う経過措置) 第5条 平成25年1月1日前に建造契約が結ばれたタンカー(建造契約がないタンカーにあつては、平成28年1月1日前に建造に着手されたもの)であつて平成28年1月1日前に船舶所有者に対し引き渡されたものに講じる防食措置については、第5条の規定による改正後の船舶構造規則第63条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>		<p>心得附則(平成23年12月27日) (適用期日) (a) 本改正後の心得は、平成24年1月1日から適用する。ただし、3.1(a)の改正規定は、平成24年7月1日から適用する。 (経過措置) (a) 平成24年7月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、改正後の3.1(a)の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 (b) 平成24年7月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶に備え付けられている煙管式火災探知装置については、改正後の附属書[4]の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>										
<p>船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成24年6月29日国土交通省令第65号) (施行期日) 第1条 この省令は、平成24年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成25年1月1日から施行する。 (船舶設備規程の一部改正に伴う経過措置) 第2条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶であつて旅客船又はタンカー(船舶救命設備規則第1条の2第6項のタンカーをいう。以下同じ。)であるもの並びに平成25年7月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶であつて旅客船及びタンカー以外のものについては、第1条の規定による改正後の船舶設備規程(次項において「新規規程」という。)第146条の10の2の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる時期までは、なお従前の例によることができる。ただし、管海官庁が当該船舶の船齢等を考慮して差し支えないと認める場合は、その指示するところによるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="320 1234 1377 1598"> <tr> <td>総トン数500トン以上の旅客船</td> <td>平成26年7月1日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期</td> </tr> <tr> <td>総トン数3,000トン以上のタンカー</td> <td>平成27年7月1日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期</td> </tr> <tr> <td>総トン数50,000トン以上の船舶であつて旅客船及びタンカー以外のもの</td> <td>平成28年7月1日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期</td> </tr> <tr> <td>総トン数20,000トン以上50,000トン未満の船舶であつて旅客船及びタンカー以外のもの</td> <td>平成29年7月1日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期</td> </tr> <tr> <td>総トン数10,000トン以上20,000トン未満の船舶であつて旅客船及びタンカー以外のもの</td> <td>平成30年7月1日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期</td> </tr> </table> <p>2 平成26年7月1日前に建造され、又は建造に着手された総トン数3,000トン以上10,000トン未満の船舶であつて旅客船及びタンカー以外のものについては、新規規程第146条の10の2の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 (船舶救命設備規則の一部改正に伴う経過措置) 第3条 平成25年1月1日前に建造され、又は建造に着手された船舶に現に備え付けられている救命艇(同日において現に建造又は改造中の船舶にあつては、備え付ける予定のものに限る。)については、これを当該船舶に引き続き備え付ける場合に限り、当該船舶について平成26年7月1日以後最初に行われる定期検査又は中間検査(検査のために上架を行うものに限る。)の時期までは、第3条の規定による改正後の船舶救命設備規則第8条の規定にかかわ</p>	総トン数500トン以上の旅客船	平成26年7月1日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期	総トン数3,000トン以上のタンカー	平成27年7月1日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期	総トン数50,000トン以上の船舶であつて旅客船及びタンカー以外のもの	平成28年7月1日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期	総トン数20,000トン以上50,000トン未満の船舶であつて旅客船及びタンカー以外のもの	平成29年7月1日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期	総トン数10,000トン以上20,000トン未満の船舶であつて旅客船及びタンカー以外のもの	平成30年7月1日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期	<p>附則(平成24年6月29日国土交通省告示第768号) (施行期日) 第1条 この告示は、平成24年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置) 第2条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、この告示による改正後の航海用具の基準を定める告示及び船舶の消防設備の基準を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 (船舶設備規程第146条の10の2の水域を定める告示の一部改正) 第3条 船舶設備規程第146条の10の2の水域を定める告示(平成4年運輸省告示第51号)の一部を次のように改正する。 題名を次のように改める。 船舶設備規程第146条の10の3の水域を定める告示 本文中「第146条の10の2」を「第146条の10の3」に改める。</p>	<p>心得附則(平成24年6月28日) (適用期日) 本改正後の心得は、平成24年7月1日から適用する。 心得附則(平成24年6月28日) (適用期日) (a) 本改正後の心得は、平成24年7月1日から適用する。 (経過措置) (a) 建造日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>
総トン数500トン以上の旅客船	平成26年7月1日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期											
総トン数3,000トン以上のタンカー	平成27年7月1日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期											
総トン数50,000トン以上の船舶であつて旅客船及びタンカー以外のもの	平成28年7月1日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期											
総トン数20,000トン以上50,000トン未満の船舶であつて旅客船及びタンカー以外のもの	平成29年7月1日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期											
総トン数10,000トン以上20,000トン未満の船舶であつて旅客船及びタンカー以外のもの	平成30年7月1日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期											

<p>らず、なお従前の例によることができる。 (船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置) 第4条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶(次項において「現存船」という。)については、第4条の規定による改正後の船舶消防設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 2 現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。 (水先法施行規則の一部改正) 第5条 水先法施行規則(昭和24年運輸省・経済安定本部令第1号)の一部を次のように改正する。 第22条の5第1号ロ中「第146条の10の2」を「第146条の10の3」に改める。</p>		
<p>船舶区画規程等の一部を改正する省令(平成25年12月27日国土交通省令第103号) (施行期日) 第1条 この省令は、平成26年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (船舶区画規程の一部改正に伴う経過措置) 第2条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶(以下「現存船」という。)については、第1条による改正後の船舶区画規程の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 2 現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。 (船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置) 第3条 現存船の固定式高膨脹泡消火装置については、第2条の規定による改正後の船舶消防設備規則第47条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 2 現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものの固定式高膨脹泡消火装置については、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。</p>	<p>船舶の消防設備の基準を定める告示の一部を改正する告示(平成25年12月27日国土交通省告示第1311号) (施行期日) 第1条 この告示は、平成26年1月1日から施行する。 (経過措置) 第2条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶(以下「現存船」という。)の固定式高膨脹泡消火装置については、この告示による船舶の消防設備の基準を定める告示第14条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 2 現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものの固定式高膨脹泡消火装置については、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。</p>	<p>心得附則(平成25年12月26日) 附2.2(a) 設備規程心得附則(昭和59年8月30日)附2.16は、本項について準用する。 附3.2(a) 「主要な変更」及び「主要な改造」については、設備規程心得附則(昭和59年8月30日)附2.16(a)(b)を準用する。 (b) 「管海官庁の指示するところ」については、以下の例によること。 (1) 船舶の主要寸法(長さ、幅、深さをいう。以下同じ。)の変更又は船体構造の大幅な改造を伴わない場合は、改正前の規定によることができる。 (2) 船舶の主要寸法の変更又は船体構造の大幅な改造を伴う場合は、改正後の規定によるものとする。 附2.2(a) 設備規程心得附則(昭和59年8月30日)附2.16は、本項について準用する。</p>
	<p>船舶の消防設備の基準を定める告示の一部を改正する告示(平成26年6月5日国土交通省告示第661号) (施行期日) 第1条 この告示は、平成26年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置) 第2条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶(総トン数500トン未満の旅客船及び総トン数500トン以上の船舶(船舶安全法施行規則第1条第2項第1号及び第2号の船舶(同項第2号の船舶にあつては自ら漁ろうに従事するものに限る。)を除く。)であつて、国際航海に従事するものを除く。)については、施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始される日の前日までの間は、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>	
<p>船舶消防設備規則等の一部を改正する省令(平成26年7月1日国土交通省令第62号) (施行期日) 第1条 この省令は、平成26年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (船舶消防設備規則の一部改正に伴う経過措置) 第2条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶(以下「現存船」という。)については、第1条の規定による改正後の船舶消防設備規則(次項において「新規則」という。)第43条の2、第45条、第51条、第52条、第57条の2、第57条の3第1項第5号、第63条の3、第63条の4及び第64条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p>	<p>船舶の消防設備の基準を定める告示等の一部を改正する告示(平成26年7月1日国土交通省告示第713号) (施行期日) 第1条 この告示は、平成26年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (船舶の消防設備の基準を定める告示の一部改正に伴う経過措置)</p>	

<p>2 現存船については、新規則第49条及び第63条の規定にかかわらず、当該船舶について平成30年7月1日以後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始される日までの間は、なお従前の例によることができる。</p> <p>3 現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、第1項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。 (危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第3条 現存船については、第2条の規定による改正後の危険物船舶運送及び貯蔵規則第164条及び第271条の規定にかかわらず、当該船舶について平成30年7月1日以後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始される日までの間は、なお従前の例によることができる。 (船舶救命設備規則の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第4条 現存船については、第3条の規定による改正後の船舶救命設備規則第96条の3の規定にかかわらず、当該船舶について施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査(第3種船にあっては、船舶安全法施行規則第25条第3項に規定する準備を行うものに限る。)が開始される日までの間は、なお従前の例によることができる。 (船舶設備規程の一部改正)</p> <p>第5条 船舶設備規程(昭和9年逓信省令第6号)の一部を次のように改正する。 第122条の13第5号中「第12号」を「第13号」に改める。 第169条の25中「第10号」を「第11号」に改める。 第289条中「第6号」を「第7号」に改める。 第298条中「第13号」を「第14号」に改める。 (船舶防火構造規則の一部改正)</p> <p>第6条 船舶防火構造規則(昭和55年運輸省令第11号)の一部を次のように改正する。 第2条第22号中「第13号」を「第14号」に、「第6号」を「第7号」に改める。 (船舶構造規則の一部改正)</p> <p>第7条 船舶構造規則(平成10年運輸省令第16号)の一部を次のように改正する。 第55条中「第16条」を「第5条第5号」に改める。</p>	<p>第2条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶(以下「現存船」という。)については、第1条の規定による改正後の船舶の消防設備の基準を定める告示(以下「新消防告示」という。)第10条、第15条の2及び第17条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>2 現存船については、新消防告示第31条の規定にかかわらず、当該船舶について施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査が開始される日までの間は、なお従前の例によることができる。</p> <p>3 新消防告示第32条第2項の規定は、平成31年7月1日までの間は、適用しない。</p> <p>4 現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、第1項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。 (航海用具の基準を定める告示の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第3条 現存船については、この告示による改正後の航海用具の基準を定める告示第21条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。 (船舶の防火構造の基準を定める告示の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第4条 現存船については、第3条の規定による改正後の船舶の防火構造の基準を定める告示別表第8及び別表第9の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。</p> <p>2 現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。 (船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示の一部改正)</p> <p>第5条 船舶の脱出設備その他の非常用設備の基準を定める告示(平成14年国土交通省告示第510号)の一部を次のように改正する。 第11条第11号中「第6号」を「第7号」に、同条第12号中「第9号」を「第10号」に、同条第13号中「第13号」を「第14号」に、同条第14号中「第14号」を「第15号」に改める。</p>	
--	---	--